

ちとせ住まいのゼロカーボン化推進事業（省エネ機器）

申請の手引き

（令和7年3月）

【申請にあたっての注意事項】

- 補助金交付申請書の申請期間は、令和7年5月7日（水）～8年2月2日（月）です。
（各種申請書類の様式は、千歳市ホームページからダウンロードできます。）
- 交付申請後、千歳市の交付決定を受けてから工事着手が可能となります。
- 完了報告書兼請求書の提出期限は令和8年2月16日（月）です。
（完了報告書兼請求書は工事完了後速やかに提出してください。）
- この補助金は先着順の受付となるため、予算に達し次第交付申請の受付を終了しますので、ご了承ください。

【本補助金に関するお問い合わせ】

所管：千歳市建設部建築政策課建築政策係

住所：〒 066-8686

千歳市東雲町2丁目34番地 千歳市役所本庁舎3階34番窓口

電話：0123-24-0430

Mail：kenchikuseisaku@city.chitose.lg.jp

目次

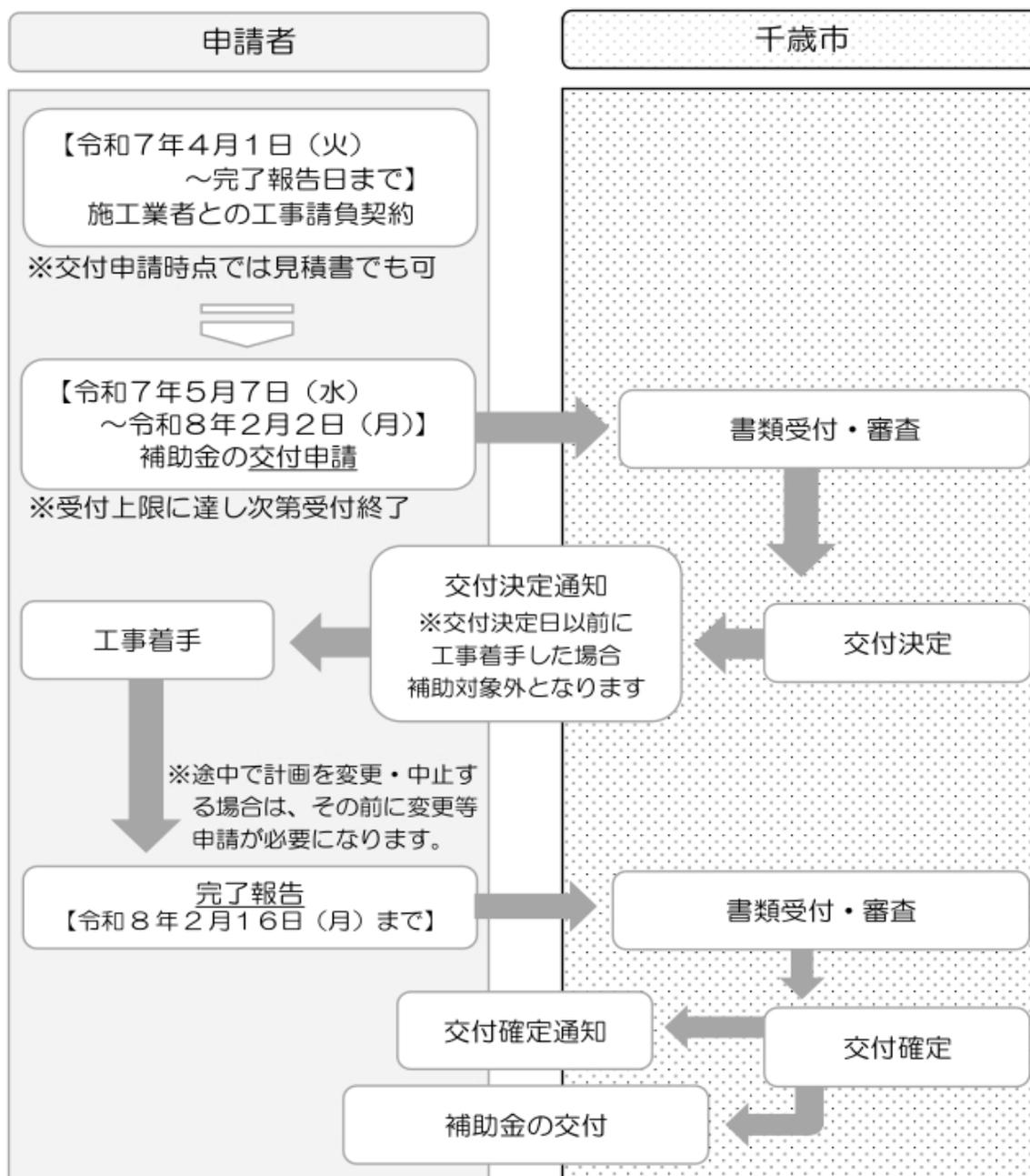
1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3~4
	(1) 事業の趣旨	
	(2) 事業フロー	
	(3) 補助対象者確認チェックリスト	
	(4) 補助率・上限額	
2	交付申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5~7
	(1) 交付申請について	
	(2) 提出の手順	
	(3) 提出期間	
	(4) 提出方法・提出先	
3	交付決定後の申請内容の変更・・・・・・・・・・	7
	(1) 交付変更申請について	
4	完了報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	(1) 完了報告について	
	(2) 提出の手順	
	(3) 提出期限	

1 はじめに

(1) 事業の趣旨

「ちとせ住まいのゼロカーボン化推進事業」は、千歳市の良質な住宅ストックを形成し脱炭素社会の実現に向けた地球温暖化対策を推進するため、住宅の既存の給湯器を省エネ機器に買い替える場合など、その工事費の一部を補助する事業です。

(2) 事業フロー



(3) 補助対象者確認チェックリスト

以下のチェックリストの全ての項目に当てはまる場合、補助対象者になります。

チェック項目		
補助対象者		✓
1	工事完了後の完了報告時に千歳市民かつ住宅の所有者である。	
2	千歳市税を滞納していない。	
3	暴力団関係者、暴力団関係事業者ではない。	
4	工事内容等を広報等に必要な範囲で利用することを許諾できる。	
補助対象住宅		✓
1	居住する住宅は建築から1年以上経過している。	
2	ZEH+等の国の補助金を利用していない(利用する予定ではない)。	
3	既に対象機器である省エネ機器が導入されていない。	
補助対象工事		✓
1	千歳市内の事業者に工事を依頼する。	
2	交付決定後に行う工事である。	
3	新たに導入する省エネ機器は補助対象機器である。 (補助対象機器) 高効率給湯器 ・電気ヒートポンプ(例 エコキュート) ・潜熱回収型ガス給湯器(例 エコジョーズ) ・潜熱回収型石油給湯器(例 エコフィール) ・ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器(例 エコワン、ユコア) コージェネレーションシステム ・燃料電池発電ユニット(例 エネファーム) ・ガスエンジン給湯器(例 コレモ)	
4	過去に同じ省エネ機器に本補助金を活用していないこと。	

※詳細は交付要綱の第2条～第4条をご覧ください。

(4) 補助率・上限額

補助率及び上限額は、下表のとおりとなります。

省エネ機器の種類	補助率	上限額
高効率給湯器	1/10	10万円
コージェネレーションシステム	1/10	10万円

※高効率給湯器とコージェネレーションシステムを同時に導入する場合、上限が20万円になります。

2 交付申請

(1) 交付申請について

交付申請につきましては、次の必要書類の準備をお願いします。

必要書類一覧		
書類の名称	必須	備考
<input type="checkbox"/> 補助金交付申請書	○	※1
<input type="checkbox"/> 委任状	△	△：申請を工事業者等に委任する場合に必要
<input type="checkbox"/> 申請に係る住宅の位置図	○	地図に住宅の位置を落とす
<input type="checkbox"/> 導入する省エネ機器の設置場所が分かる平面図	○	設置場所にマークを付ける
<input type="checkbox"/> 導入する省エネ機器を設置する場所の全景と既存給湯器の品番が確認できる写真	○	※2
<input type="checkbox"/> 見積書の写し又は工事請負契約書	○	対象経費の詳細が分かるもの
<input type="checkbox"/> カタログ等	○	導入する機器の仕様等が記載されたもの
<input type="checkbox"/> 対象住宅の検査済証の写し	○	無い場合は ・証明願 ・公課証明 ・登記事項証明書等でも可
<input type="checkbox"/> 千歳市税に滞納がない証明書	○	※3

※1 様式等のダウンロードについて

交付申請書等の様式のダウンロード方法は以下の通りです。

- ①千歳市ホームページを開き、ホームページ上部の「市民向け」の欄から「生活・環境」を選び、その中の「住まい」を選択しクリック。
- ②一覧の中から「令和7年度 ちとせ住まいのゼロカーボン化推進事業」をクリックし補助金ページに飛ぶ。
- ③補助金ページに飛んだら「各申請書類はこちらからダウンロードしてください」から各種申請書類をダウンロードし印刷する。

※インターネットの検索ページで「ちとせ住まいのゼロカーボン化推進事業」と検索いただくと、検索結果の上部に補助金のページが出てくるため、そちらから直接ご覧いただくこともできます。

※2 添付する写真について

- ア. 高効率給湯器のみを導入する場合は、高効率給湯器を設置する場所と既存給湯器の品番が確認できる写真（2枚以上）。
- イ. コージェネレーションシステムを導入する場合は、コージェネレーションシステムを設置する場所の全景の写真（1枚以上）。
- ウ. 高効率給湯器とコージェネレーションシステムを同時に導入する場合は、アとイのそれぞれの写真

※3 千歳市税に滞納がない証明書について

対象住宅に居住する全ての者の分（発行から3カ月以内）を提出してください。

（発行方法）

- ①千歳市役所第2庁舎1番窓口へ行く。
- ②市道民税証明書等交付申請書の「市税に滞納がない証明」にチェックをつけ、必要事項を記入し窓口へ提出。
- ③証明書発行（発行手数料を支払う必要があります）。

※郵送による申請や千歳市公式LINEでの電子申請による書類発行も可能です。詳しくは市ホームページ（証明書の交付申請）をご覧ください。

（2）提出の手順

- ①市内事業者（工事業者）を選ぶ。
- ②市内事業者と導入する省エネ機器を選定し、見積書の依頼をする。
→市内事業者に補助申請を委任する場合は、この時点で千歳市の補助金を利用したいことを伝え依頼して下さい。
- ③交付申請に必要な書類の準備。
→2.（1）の必要書類一覧を参照
- ④交付申請受付窓口に提出。
→提出方法、提出先については2.（4）をご覧ください。
- ⑤市役所から届く交付決定通知日以後に工事に着手。

（3）提出期間

提出期間は令和7年5月7日（水）～8年2月2日（月）です。

※受付は先着順となっており、予算上限に達し次第、交付申請の受付を終了いたします。

(4) 提出方法・提出先

○提出方法：窓口へ直接提出していただく他、北海道電子申請サービスによる提出も受付いたします。

※電子申請サービスを利用される方は「ちとせ住まいのゼロカーボン化推進事業 電子申請の手引き」をご覧ください。

○提出先（窓口）：〒066-8686

千歳市東雲町2丁目34番地

千歳市役所 本庁舎3階 34番窓口

千歳市建設部建築政策課建築政策係

電話：0123-24-0430

○提出にあたって

- ・ 必要な書類が揃っていない場合、必要な項目に記載がない場合は受付することができません。 提出書類に関してご不明な点等がございましたら、担当窓口までご相談ください。

（郵送での申請は受け付けておりません。ご注意ください。）

3 交付決定後の申請内容の変更

※交付変更等申請は交付申請の内容に変更があった場合必ず提出してください。

※交付申請の内容に変更がない場合は提出の必要はありません。

(1) 交付変更申請について

必要書類一覧	
書類の名称	備考
<input type="checkbox"/> 交付変更等申請書	ダウンロード方法は2.(1)の※1を参照
<input type="checkbox"/> 変更となった図書	変更箇所がわかるもの

4 完了報告

(1) 完了報告について

工事が完了した場合、次の必要書類を準備し速やかに完了報告をお願いします。

必要書類一覧		
書類の名称	必須	備考
<input type="checkbox"/> 完了報告書兼請求書	○	・押印が必要 ・ダウンロード方法は 2.(1)の※1を参照
<input type="checkbox"/> 委任状	△	△：補助申請者と振込口座の 名義人が異なる場合に必要
<input type="checkbox"/> 工事請負契約書の写し	○	
<input type="checkbox"/> 領収書の写し	○	・支払日、宛名など必要事項が 記載されていること ・収入印紙には割印が押印され ていること
<input type="checkbox"/> 住民票	○	・申請者本人が対象住宅に住所 を置いていること ・発行から3カ月以内のもの
<input type="checkbox"/> 登記事項証明書	○	・対象住宅を所有していること が確認できるもの ・発行から3カ月以内のもの
<input type="checkbox"/> 省エネ機器設置後の写真	○	・全景と品番の分かる写真

(2) 提出の手順

- ①省エネ機器の設置工事が完了する。
- ②工事業者に工事代金を支払い、領収書を受け取る。
- ③(1)の必要書類を用意し、補助金受付窓口に提出する。(電子申請はできません。)
- ④補助金交付確定通知が郵送で届く。
- ⑤指定口座への振り込みにて補助金を受け取る。

(3) 提出期限

提出期限は令和8年2月16日(月)です。